

令和3年第14回尾道市教育委員会会議録

日 時 令和3年12月23日（木） 午後2時30分 開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 木曾委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第14回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、木曾委員を指名いたします。

なお、本日の議題として、議案第55号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを追加提出させていただいております。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課に関わります業務報告並びに行事予定について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをお開きください。

まず、業務報告でございます。

業務報告の内容といたしましては記載のとおりとなっておりますけれども、現在、栗原中学校の第2期工事及び空調設備の設置など、順調に進捗している状況でございます。また、屋内運動場の非構造部材の耐震化につきましても、入札不調が1件発生しているほかは順調に推移しております。

続きまして、行事予定についてでございます。補正予算でもお願いした西藤小学校について、建築主体の工事が1月末頃から開始される予定となっている状況でございます。今後、引き続き適切な進行管理に努めてまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

議案集の2ページでございます。

まず、業務報告ですが、11月27日に「メキシコってこんな国」という国際理解講座を行っております。オリンピックのときのメキシコソフトボールチームに随行いたしました通訳、グティエレス実さんという方の講演を現地メキシコとリモートによる回線をつないで講演会を行いました。メキシコの文化や歴史について学ぶことができました。時差が大体15時間ということで、例えば、現在の現地時間は、前の日の夜11時半という状態ですけれども、リモートでこういったノウハウを習得することができましたのも、苦肉にもコロナ禍による収穫であったと思いますが、こういった形で今後もまた交流が続けていければいいなと感じております。

12月4日土曜日、読書感想文コンクールの表彰式を行っております。応募総数、小学生の部が4,062点、中学生の部が2,072点ということでございます。

行事予定は、来年1月9日日曜日に令和4年尾道市の成人式をしまなみ交流館において二部形式で行います。対象者は1,251人ということになっております。

続いて、図書館について、指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。

3ページの中央図書館につきましては、業務報告、行事予定とも記載のとおりでございます。

4ページ、みつぎ子ども図書館。

業務報告につきましては、12月19日にクリスマスコンサートを行い、86人の参加をいただきました。

行事予定につきましては記載のとおりです。

5ページ、因島図書館。

業務報告につきましては、12月11日にL a Qでつくろうクリスマスプレゼント！を行い、28人の参加をいただきました。平面ブロックパズルL a Qを体験した後、作品を持ち帰りました。

行事予定につきましては、1月4日から3月31日まで図書館内で虫のおじさん江頭正さんによる昆虫標本「鱗翅目（チョウ・ガ）の分類」を展示いたします。

6ページ、瀬戸田図書館。

業務報告につきましては、こちらも11月27日、平面ブロックパズルL a Qの体験会を行っており、28人の参加をいただいております。

行事予定につきましては記載のとおりです。

7ページ、向島図書館、子ども図書館です。

業務報告につきましては、12月12日におのみち子どもと本を結ぶネットワークの総会を行っております。総会に先立ち、子どもと本をつなぐというテーマで子供の読書活動推進講演会を行い、25人の参加をいただいております。

行事予定につきましては記載のとおりです。

以上で図書館の業務報告を終わります。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

初めに、業務報告でございます。

11月25日から12月16日にかけて行った3件の入札業務について記載しております。12月13日、市民スポーツ広場屋内運動場等特殊建築物定期調査業務の開札を行いました。こちらは、去る12月1日に郵便入札にて入札を実施したところ、予算超過となりましたので、日程を変えて再入札を行い、2回目の郵便入札で請負業者が決定したものでございます。

続いて、行事予定については記載のとおりです。年度末にかけて学校施設やスポーツ広場において各修繕業務を進めております。生口市民スポーツ広場フェンス修繕については、多目的芝広場の道路側に設置してあるフェンスの高さを2メートル継ぎ足すためのもので、サッカーで利用する際の安全対策として今年度計画していたものでございます。また、中学校特別教室空調設備設置業務については、電気式、ガス式ともに順調に業務を進めております。

以上でございます。

○**村上美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告いたします。

9ページを御覧ください。

最初に、尾道市立美術館について御説明します。

業務報告につきましては記載のとおりでございますが、12月15日から翌年の1月16日まで第15回平山郁夫美術館賞絵画コンクール作品展示を行っております。この作品展示は、平山先生が生前、豊かな感性を育ててくれるのは見る、読む、描くという実践しかないとおっしゃっていた考えを継承するための絵画コンクールで、新型コロナウイルスの影響による休校や自粛生活の中での開催でしたが、全国から2,667点の応募があり、そこで入賞した大賞3点、優秀賞30点、しまなみ特別賞3点の計36点を当館2階ロビーで展示します。

行事予定につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課の業務報告並びに行事予定について御報告いたします。

10ページを御覧ください。

まず、業務報告についてですが、11月27日、尾道南高等学校創立100周年記念式典を尾道市民センターむかいしまで行いました。委員の皆様にも御出席いただき、ありがとうございました。式典とそれに続く記念講演には約200人が参加し、尾道南高等学校の歴史と意義を感じるとともに、100周年を盛大に祝うことができました。生徒にとっても、自らを振り返り、今後を考える有意義な式典になったと感じております。

12月6日、小・中学校校長会を行いました。

続いて、行事予定についてですが、1月6日、尾道市小・中学校校長会議を行います。1月14日、学校経営サブリーダー研修会を行います。

また、10ページには記載しておりませんが、12月24日に急遽オンラインにて臨時校長会議を開催することといたしました。内容は、新聞等、本日の報道にありますように、昨日、広島県教育委員会が児童に対して複数回にわたりわいせつな行為及びセクシュアルハラスメントに該当する行為を行った公立小学校教諭に対して懲戒免職の懲戒処分を行ったことについてです。臨時校長会議では、懲戒処分の内容を伝えるとともに、始業式の前の日までに広島県教育委員会の懲戒処分の指針を改めて全教職員で確認するなど、不祥事根絶に関わる校内研修を実施し、あらゆる不祥事、特に児童・生徒に対するわいせつな行為やセクシュアルハラスメントに該当する行為について絶対に許さないという職場風土の醸成を行うよう指導いたします。その後も引き続き、市内の公立学校において不祥事が生起しないよう、校長会、サブリーダー研修会等の研修会で指導を行ってまいります。

以上でございます。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

まずは業務報告です。

12月1日に適応指導教室の自然体験活動を行っております。これは、不登校や不登校傾向の児童・生徒が自然体験活動を通して達成感を味わい、自己肯定感と自らへの自信を高めること、人と関わることを通して人間関係能力やコミュニケーション能力の育成を図ること等を目的として、例年4回程度計画をしているものです。本年度は、コロナ禍のため、7月及び10月に予定していたも

のが中止となり、12月1日に緊急事態宣言等が解除された中で行っております。具体的には、福山少年自然の家において仲間づくりゲームやホットドッグなどの昼食作り、焼き板作り等の体験活動を楽しみながら取組を行いました。コロナ禍が続いていること等から、最終的には中学校の生徒4人の参加となりましたけれども、関わりを持ちながら自分たちなりに頑張ったという感想を持つことができています。

また、12月13日に学校選択の抽選会を行いました。本年度は受入れ人数10人に対して希望者が16人となった長江中学校が抽選になっており、当日実施しております。

また、12月14日に小学校の学力定着実態調査を行っております。小学校1年生から5年生までの児童が国語、算数で調査を行いました。結果につきましては、分かり次第御報告いたします。

次に、行事予定です。

行事については御覧いただいているとおりです。12月24日、明日、尾道市中学校リーダー研修会を行います。8月の第1回リーダー研修会を踏まえて、コロナ禍で自分たちに何ができるんだろうかということを考え、実践することとして協議を行う予定になっています。

以上でございます。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。それでは、スマートスクールに関わる業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

業務報告です。

12月6日の尾道市小・中学校校長会では、タブレット端末を授業で使うことの段階から、並行して授業を構成する中で効果的に活用する段階へと意識するよう進めていただくことを伝えています。また、情報モラル教育や目の健康に関わり、タブレット使用ルールを再度確認し、何のためにこのルールがあるのかということを理解させることで児童・生徒が自分から気をつけることができるよう指導をお願いしています。

次に、行事予定です。

再掲しています各会議や研修会でタブレット端末を活用し、効果的な活用について共有し、広げていくようにしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問ございますか。

○村上委員 生涯学習課にお聞きしたいのですが、成人式についてです。いつも瀬戸田の方たちの参加が非常に少ないということですが、たくさん参加していただくために何か取り組まれましたか。それとも非常に難しいので諦めたのかどうか。その辺をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。はい、そうですね。なかなか難しいのですが、瀬戸田地域では地元のNPO法人が、三が日に独自に瀬戸田地域の新成人を集めてのお祝いをやっていらっしゃるということで、やはり時期が近いので2回行くのはというところなのかと思います。こちらでは引き続き車を用意して送迎をさせていただくので、ぜひとも参加していただきたい。因島と瀬戸田は、その交通手段を使っていただくことで参加しやすくなるように、これを引き続きやっていきます。

○佐藤教育長 ほかに。

○木曾委員 教育指導課、12月24日の中学校リーダー研修会。これは中学校の生徒たちのでしたかね。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。はい。各中学校の生徒会の役員が中心になっております。

○木曾委員 この研修会で協議した内容というのは、各学校へ持ち帰って実践ができるんですよね。その実践したことに効果があるかないか、それについてまた集まって協議してより良くするための何か方策を考えていく、継続的な取組がされているものなんでしょうか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。これまでの取組についてですけれども、中学校リーダー研修会はもう何年も続けているものでございまして、これまでその中で話し合われた、空き缶を集めて、そして車椅子を贈呈しようということであるとか、また小学校前の幼児に、オノニャンボックスということで空き缶を集めたものを元に絵本を購入し、そして各学校区の就学前の施設に行って読み聞かせをするということを行っております。また、昨年度はコロナ禍で何ができるだろうかということで、頑張っている人たちに、医療従事者の人たちにエールを送ろうであるとか、そういったことを各学校が考えて、それぞれ学校で実践をしているということです。

○佐藤教育長 ほかに。

○豊田委員 教育指導課に関わることでですけど、先日、向東の中学校の研究会と土堂小学校の研究会に行かせていただきました。本年度指導課が目指しておられる、発問を通して質の高い授業を展開するというをおっしゃってお

られましたけれども、小・中2つの学校を見させていただきましたが、なかなかよく頑張っておられました。とりわけ中学校で道德のところと一緒に抱き合わせにしてありましたけれども、私が感心したのは、中学1年生の生徒でしたけれども、非常に素直に自分の意見を述べている。グループで話し合いをするときに思ったことをお互いに言い合える。人の意見もきちんとよく聞くというあたりで非常にいい授業だったと思うのですが、もっと本質的なところを深め合うというところはこれからの課題になるかと思えますけれども、とてもよかったと思いました。中学校であのようなグループ学習、共同的な学びができるということは、ほかの学校もそうなんだと思うのですけれども、随分よくなっているのかなと思いました。

それから、土堂小学校では、同じようにタブレットを使って学びを深め、それらをまた全体に返して考えていくというあたりもよく頑張っておられました。これからの課題として、そういういい授業を見合って、それらを自校に持ち帰って学んでいくというところの筋道について、校長会等を通してもっと広げていただけたら、尾道市の教育も向上するかなということを強く思いました。

以上です。ありがとうございました。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございました。

ほかに。

○村上委員 因島瀬戸田地域教育課にお聞きしたいのですが、ガスヒートポンプと電気ヒートポンプ方式で、今回は点検ですよ。メンテナンスをしているということですかね。これってガスと電気はメリット、デメリットが違うのですけれども、もともとどうして電気とガスにされたのか、もし分かれば教えてください。

○榎原因島瀬戸田地域教育課長 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。これは電気とガスの点検ではなくて、導入の業務委託です。導入に関わっての委託ということで、庶務課と一緒に今年度取組を進めているものでございます。

電気とガスを分けていることについては、数年前に普通教室のエアコンを整備した際に、電気式で整備する学校とガス式で整備する学校を市の中で決めまして、それに基づいてこのたびの特別教室についてもそれに沿って追加で実施をしているという状況です。ガスで導入したほうが経費的メリットがあるということで、都市ガスで実施ができる学校ということになっております。

○村上委員 ということは、都市ガスが来ている、供給されているところはガスにして、プロパン等のところは電気にしたということでしょうか。

○末國庶務課長 庶務課長。はい。おっしゃるとおりでございます、例えば庶務課の管轄している箇所でも申しましても、都市ガスの来ているところについてはガス式のエアコンを導入させていただいて、ガスのないところについては電気式という形で整理をさせていただいております。ただ、実際導入している検討を進めておりますと、もともとは当然コストが安いという部分でガス式を積極的に導入しているのですけれども、その間にいろいろ機器の性能が上がったり、電気代も安く契約できるようになったりという動きもございますので、そういったことについて将来的には見直し等対応を考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○佐藤教育長 はい、村上委員。

○村上委員 要は都市ガスが来ていけばガス式、来ていなければ電気式で決めたということですね。メリット、デメリットはあるのですけれども。例えば御調だとガスのほうが早く暖かくなるので、御調は寒いからガスがいいかなとも思います。一応、供給がされているかされていないかで分けたということですね。はい、分かりました。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第54号令和4年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書（追加分）の採択についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。13ページを御覧ください。

議案第54号令和4年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書（追加分）の採択について御説明いたします。

まず初めに、訂正をさせていただきます。

本日の議案の中で12番「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつの図鑑」、15番「Try It 観てわかる中学公民」、16番「小学館の子ども図鑑NEOのクラフトぶっく りったいカブトムシ・クワガタムシ館」、これらについては、絶版や在庫不足等の理由によってその供給に応じられない旨、当該図書の発行者から申出があったと、広島県教育委員会を通して

文部科学省から通知がありました。供給できない図書を申請していた児童・生徒につきましては、障害の程度を踏まえて別の図書を申請しております。12番、15番、16番は削除した上、採択をお願いしたいと思います。

それでは、説明をいたします。

本議案は、令和4年度に尾道市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書について、令和4年度に尾道市立小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針に基づき、別紙のとおり追加分の採択をしたいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

既に8月の教育委員会会議において令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針に基づき採択をしておりますが、8月以降に開催された尾道市教育支援委員会の審議により新たに特別支援学級へ入級する児童・生徒が決定したことにより、入級する児童・生徒の障害等の状況に基づき、就学前の施設と小学校、あるいは小・中学校間で連携しながら各学校において教科書選定会議を設置し、児童・生徒の障害の状態や発達段階に合った教科用図書を選定した結果、8月に採択をした令和4年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法第9条第1項の規定による図書一覧に追加分が生じたため、14ページにあるとおり、新たに29冊を追加分として今回採択を行うものでございます。

なお、採択の時期については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときには速やかに教科用図書の採択を行わなければならないことが示されております。また、文部科学省令和4年度使用教科書の採択事務処理についての通知においては、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うことと示されておりますので、今回の教育委員会会議での採択となります。

以上、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして御意見、御質問ございますか。

ちょっと聞いてもいいですか。この絶版とか供給不能により、新たに採択する必要が生じたときには速やかに決めるという説明が先ほどありましたけれども、時系列でいったときに学校はいつ頃に決めて、文科省からいつ頃そういう絶版の通知があって、この議案として成立するときには12や15や16は項目としてあったわけでしょう。それがなくなる状況になるというそのスケジュール感

というか時系列感がなかなか分かりにくかったのですけれど、具体的にはどんな感じなんでしょうか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今回のこの絶版及び供給不能の通知ですけれど、これは12月に入ってから文部科学省から通知が来ております。学校が書類をつくりましてこちらへ出すということについてはその前ということになります。今回は学校が申請を出した後にこの文科省の絶版及び供給不能という通知が来ましたので、再度やり直しをしていただいたということになります。また、こちらの議案につきましても、この議案を出した後に変更の通知が来ましたものですから、まずは訂正をさせていただいて採択のお願いをしているということでございます。

○**佐藤教育長** すごく期間が短い中で、学校にも非常に迷惑をかけながら、学校はこの本を選んでいるわけですから、絶版になったら改めてその教科書の選定会議等をやって見直しをかけてこなければここで議論ができませんよね。そういう手間暇を学校にかけた、かけなくてはいけない。これは毎年あるようなことなんです。私はこの立場になって初めてこういったケースが起こったのですけれども、そのあたりはどのように感じているのでしょうか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。これまで尾道の児童・生徒が採択の申請をした中でこのように絶版になるということはなかったのではないかと考えております。今回初めてこういう形になりまして、今ありましたように学校にも採択の希望の変更をお願いしたところでございますので、今後は学校にこういったことで負担をかけないように県教委等とも連携をしまして、適切な採択が適切に行われるようにしたいと考えています。

○**佐藤教育長** はい、ありがとうございます。

○**奥田委員** 御説明ではこの3冊については絶版だったということ。今学校でこの絶版になった本に代わるものを選択している状況でしょうか。

○**本安教育指導課長** はい。代わるものを選択し、希望を出してくださっているところです。

○**奥田委員** 検討しているということですね。それで12月末とか1月初旬に出たとします。その本は、これまで8月に許可したもの、そして今回この図書の一覧で許可するもの、その中から選ばれるということによろしいでしょうかね。

○**本安教育指導課長** はい、そうでございます。

○**奥田委員** そういうことであれば手続上問題はないと思いますので。確認しました。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第54号を採択いたします。

本案を、一部修正がありましたが、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は一部修正の後、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第55号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

本案の審査ですけれども、人事案件ということになりますので非公開が適切かと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、異議なしということで議案第55号は非公開といたします。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告・協議に入ります。

報告第13号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（令和3年度教育委員会補正予算（第11号）要求書）の報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案集第15ページをお開きください。

報告第13号専決処分報告及びこれが承認を求めることについての御説明をさせていただきます。

報告第13号は、12月市議会において提案する補正予算について、専決処分を行い、要求したということでございますので、この内容を報告し、承認を求めるものでございます。

議案集の第18ページをお開きください。

こちらが総括表でございます。

上の段、歳入について補正予算の要求額の合計、補正前予算額13億720万3,000円に対しまして、8,691万9,000円の減額要求としております。下の段、歳出につきましては、補正前予算額56億4,958万3,000円に対しまして、1億140万2,000円の減額要求としております。

各課の補正の内容につきましては資料の19ページ以降にございますが、今回の補正の主な内容につきまして、17ページ、令和3年度12月補正予算の概要を

御覧いただければと思います。

歳入と歳出が関連しているものにつきまして、併せて御説明をいたします。

歳出の西藤小学校校舎増築事業についてでございますけれども、教育活動への影響に配慮するため、施工順序を見直した結果、工事期間が短縮されたため、工事請負費の年度内の支払い額が減少することから、減額補正とするものでございます。これに伴い、歳入の小学校建設費負担金につきましても、年度内の出来高に合わせて減額となっております。

資料の26ページ、債務負担行為補正についても御覧ください。

こちら、西藤小学校校舎増築事業、債務負担行為の限度額変更についてというところでございますが、工事期間の変更に伴い、令和3年分の事業の一部を令和4年度分に変更することとしております。

続きまして、債務負担行為補正の栗原中学校大規模改修事業についてでございますが、栗原中学校の大規模改修工事は平成30年度から3期にわたって継続的に実施することとしております。令和4年1月31日までの工期でエレベーター等を含めた第2期工事を実施した後、第3期工事では特別教室及び職員室のある校舎の中央部分のエリアの施工を予定しており、令和4年度中に完了するよう計画をしております。そのため、債務負担行為として1億5,450万円を計上しております。

続きまして、資料の17ページ、補正予算の概要にお戻りいただければと思います。

歳入の国庫支出金、公立学校情報機器整備費補助金につきましては、文部科学省が進めるGIGAスクール構想に関連した補助金で、学校がICT化を推進する上で情報機器を導入する場合、その購入費またはリース料に対して補助金が交付されるものでございます。この補助金を活用して、歳出の尾道南高等学校のICT教育環境整備事業において、生徒に貸し出すためのタブレット端末を購入いたします。また、教室内に無線アクセスポイントを設置し、教員だけでなく生徒も同時にインターネットに接続できるよう環境を整備いたします。

次に、歳出のモバイルルーター接続使用料についてでございます。昨年度GIGAスクール構想においてクロームブックを児童・生徒に1人1台ずつ整備しておりますが、家庭学習のためにクロームブックを持ち帰る際、インターネット環境のない御家庭にモバイルWi-Fiルーターの貸出しをするため、その通信料を計上しております。

続きまして、因島地域学校給食施設整備事業についてでございます。

これにつきましては債務負担行為補正もございますので、資料の26ページも併せて御覧いただければと思います。

令和3年3月の教育委員会議におきまして御承認いただきました学校給食施設整備計画に基づきまして、学校給食施設の整備に随時着手してまいります。

因島南小学校給食調理場から因島南中学校へ給食配送を行うためには、建築基準法上、現在の調理場が小学校のみの用途となっているため、今後小学校敷地外への配送を行うために、建築基準法上用途を工場扱いとする申請を行って許可を受ける必要がございます。そのための特例申請許可手数料のための18万円を計上しております。

また、因北小学校給食調理場の基本実施設計につきましては、令和3年度中に着手し、令和4年度に完了する予定であるため、令和3年度予算に委託料160万円、令和4年度に債務負担行為として920万円を計上しております。

因島地域の給食配送車借り上げ料につきましては、令和4年度から令和9年度までの債務負担行為693万円を計上しております。これは給食の配送車でございまして、因島南小学校給食調理場から因島南中学校へ給食を配送するため、給食配送車をリースするための費用でございます。配送車は特殊車両となりますが、新型コロナウイルス感染症のロックダウン等の影響で契約後納車までに約1年間を要すると業者から聞き取りをしております、このたび12月補正で計上とさせていただいたものでございます。

続きまして、平山郁夫美術館施設整備事業補助金についてでございます。こちらは、広島県観光連盟のデジタル技術等を活用した観光地スマート化推進事業補助金に平山郁夫美術館が補助申請を行い、採択された事業を実施することとなったため、応分の負担をするということで250万円の補正予算を計上したものでございます。

その他各課の職員人件費について、決算見込額の過不足分を要求しております。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

申し訳ないのですが、専決処分とさせていただいて、12月21日の日をもって一応議決をいただいております。そういう状況の中ではございますけれども、御質問等があればお受けしたいと思いますけれども。

これ、ごめんなさい、私のほうから一つ。さっき17ページのところでモバイルルーターの接続使用料のところがありましたけれども、これは就学援助の部分の予算ということになりますので、もう一回説明してもらえますか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。
モバイルルーターの接続使用料ですが、10月からモバイルルーターの貸出しを
始めさせていただきまして、お一人貸出し一月で2,035円ずつお預かりをして
いるところですが、これについては支払いは免除の方も、それから現金をいた
だく方も、全て一回市でお支払いをさせていただくということで、一月大体
200人を想定して6月分ということで歳出の使用料として上げさせていただい
ております。

以上です。

○佐藤教育長 歳入の部分がどこかにあるのでしょうか。そのあたりがここだ
けでは見えないので、ちょっと説明してもらえますか。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。
歳入のところですが、24ページの雑入で100万円ほど金額を上げさせていた
いております。そこに免除家庭以外の御家庭を一月に約80人と想定して、10月
から3月までの6月分で約100万円を市にお支払いをいただく想定で入れさせ
ていただいているところでございます。

以上です。

○佐藤教育長 100万円分は経費として御家庭からいただいて、250万円を市が
払うというような認識でいいのですか。

○石本主幹（スマートスクール担当） はい、そうでございます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、次に報告第14号令和4年度市立幼稚園園児
募集の結果についての報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。

○佐藤教育長 はい。

○末國庶務課長 令和4年度の市立幼稚園の園児募集の結果についての御報告
をいたします。

議案集の27ページをお開きください。詳細な内容は28ページに出ておりま
すが、報告第14号令和4年度市立幼稚園園児募集の結果についてを御説明させ
ていただきます。

11月10日から11月30日までの間、令和4年度の園児募集を実施いたしました。
その結果でございますけれども、資料に表1、表2とございますが、28ペ
ージの表2を御覧いただければと思います。募集の結果、西藤幼稚園につきま

しては入園希望者がゼロ人でございまして、休園が3年間連続することとなりますので、令和3年度末をもって西藤幼稚園は閉園するということとなります。また、三幸幼稚園につきましては、入園希望者が3人であり、園児の見込み数が5人未満ということになりますので、三幸幼稚園につきましては令和4年度は休園するということになっております。また、ほかの幼稚園の令和4年度の園児数の見込み数については記載のとおりでございます。西藤幼稚園及び三幸幼稚園につきましては、明日報道機関への情報提供を行う予定としております。

以上、御報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 次に、報告第15号令和4年度学校選択制度による入学予定者の報告についての報告をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。報告第15号について申し上げます。

お手元の資料29ページ、令和4年度学校選択制度による入学予定者の報告についてを御覧ください。

来年度入学者を対象とした学校選択制度は、通常学級については11月8日月曜日から11月18日木曜日までを希望申請期間とし、11月24日水曜日から11月26日金曜日までを変更及び取下げ期間として設け、申請受付をいたしました。また、昨年度から学校選択制度の対象となりました特別支援学級については、11月24日水曜日から11月30日火曜日までを申請期間として受付をいたしました。今年度、兄弟関係を除く申請者数は、30ページの表のとおり、通常学級で小学校は44人、中学校は39人で行いました。申請受付の結果、今年度は長江中学校1校が受入れ可能人数を超えたため、12月13日、抽選会を実施いたしました。抽選の結果、通常学級で小学校は44人、中学校については33人が学校選択制度で入学することとなります。また、特別支援学級の申請、兄弟関係を含まずと、小学校は73人、中学校は41人、総数114人が学校選択制度を利用して入学を予定しております。

なお、長江中学校の抽選で選外となった人は、希望により補欠登録をいただいております。2月末まで繰上げを待つことができます。繰上げにならなかった場合は、住所により指定された学校へ入学することとなります。

以上、学校選択制度の報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは次に、報告第16号尾道市立重井小・中学校通学費支給要綱の一部を改正する要綱について及び報告第17号尾道市立瀬戸田小・中学校通学バス運賃支給要綱の一部を改正する要綱についてを一括して報告をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、経営企画課長。それでは、報告させていただきます。

議案集32ページの報告第16号尾道市立重井小・中学校通学費支給要綱の一部を改正する要綱についてと議案集35ページにあります報告第17号尾道市立瀬戸田小・中学校通学バス運賃支給要綱の一部を改正する要綱について、趣旨が同じでありますので、一括して御説明をさせていただきます。

まず、報告第16号の尾道市立重井小・中学校通学費支給要綱についてですが、尾道市因島重井町細島に在住し、尾道市立重井小学校または尾道市立重井中学校に在籍する児童・生徒の保護者に通学に要する渡船の運賃を支給することに関し、必要な事項を定めているものでございます。

報告第17号の尾道市立瀬戸田小・中学校通学バス運賃支給要綱は、尾道市立瀬戸田小学校または尾道市立瀬戸田中学校に在籍する児童・生徒の保護者に通学に要するバス運賃に相当する額を支給することに関し、必要な事項を定めたものでございます。

それぞれの要綱の改正についてですが、現在国において行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが急速に進む中、地方公共団体においても同様の見直しが求められております。このことに伴い、報告第16号、報告第17号ともに様式第1号中の押印欄を廃止したものです。また、併せて様式第1号と第2号中の平成を削っております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 次に、報告第18号尾道市公立学校職員服務規程施行細則の一部

を改正する訓令についての御報告をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それでは、報告第18号尾道市公立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令について御説明いたします。

議案集38ページをお開きください。

まず、本細則は、尾道市公立学校職員服務規程の規定に基づき、服務規程の実施に関し必要な事項を定めたものでございます。本訓令についてですが、第12条第2項中、名札は原則として上衣の左胸部に着用するものとする規定されていたものを、名札は身体前部の見えやすい位置に着用するものとする改めるものです。尾道市職員名札の着用に関する規程には、第4条第2項にて名札は身体前部の見えやすい位置に着用するものとするところから、学校においても市の規程に合わせ改めることといたしました。また、本訓令においても、様式第1号、様式第2号における本人押印欄を廃止することとしております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 それでは、御意見、御質問ございますか。

○村上委員 この名札の件ですけれども、身体前部の見えやすい位置ということになるとかなり広いと思うのですけれども、名札ケースは貸与ですか。貸与しているから大体この位置だということですか。貸与していなければ腰から上ぐらいだったらどこへつけてもいいということになるかもしれませんが、それはどうなるのでしょうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。名札についてですけれども、市から貸与されているものは首からぶら下げる形状となっておりますので、職員皆さん首からぶら下げると身体上半身のところで見える位置になるというような形となっております。

○村上委員 要は任意のケースを持ってくるとかということはないわけですね、一般的には。はい、分かりました。

○佐藤教育長 ほかにどうでしょう。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、次に報告第19号修学旅行等における引率者の入場料、拝観料等の支給に関する事務取扱要領の一部を改正する要領についての報告をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それでは、報告第19号修学旅行等における引率者の入場料、拝観料等の支給に関する事務取扱要領の

一部を改正する要領について御説明いたします。

議案集43ページをお開きください。

まず、本要領は、修学旅行等において引率者が施設等に入場する入場料や拝観料等を支給する事務取扱について定めたものでございます。本要綱の改正は、押印を見直すとともに、入場料、拝観料等の事後請求制度を導入するため、必要な事項を改定したものです。

修学旅行等の引率者の入場料、拝観料等の支給については、これまでは修学旅行実施の14日前までに校長が教育長に請求書を提出し、支給がなされることとなっておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急遽の修学旅行等の行程の変更や延期等により14日前までの提出が困難な場合にも対応できるようにするため、原則として14日前までと改めました。また、入場料、拝観料等の支給方法については、尾道市会計規則に規定しております現金による資金前渡の方法によることとしていましたが、関係事務の軽減に資するため、資金前渡の方法に加えて、修学旅行等の終了後に旅行業者等の債権者が教育長に直接請求することができるように改めました。

また、様式第1号入場料、拝観料等請求書と様式第2号入場料、拝観料等精算報告書の校長の押印欄を廃止しています。また、旅行業者等の債権者から教育長に請求する方法により支給を受ける場合に校長が提出する入場料、拝観料等実施報告書を様式第3号として新たに加えました。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございました。

御意見、御質問ありますでしょうか。

今後でいいのですが、今の資料の後ろのほうへ新旧対照表があるのだから、その新旧対照表に基づいて、それを委員さんも見ながら確認することができるように説明していただいけませんか。なかなか言葉だけを追うとイメージが湧きにくいので。

○三浦学校経営企画課長 分かりました。

○佐藤教育長 御意見、御質問は。

○村上委員 新旧対照表の5条ですけれども、修学旅行等終了後に事業所等の債権者。私も詳しく分からないのですけれども、事業所が正しいのか、事業者が正しいのか。事業所というと位置的なものを示すもので、場所を示すもので、事業者というのはJTBとかそういうものを示すものかなと思ったので、どうなんでしょうか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。申し訳ございませんが

言葉につきましては、改めて確認をしてお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○村上委員 結構です。

○佐藤教育長 はい。

○奥田委員 お尋ねしてみたいのですが、この簡略化された申請書のところで校長印を廃するということですが、校長のところは事務申請者の請求書だから校長が自署、自分で署名して校長印を廃するということなんでしょうかね。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。署名にかかわらず、例えばパソコンでの作成についても大丈夫です。

○奥田委員 ちょっと古い考え方なのか分かりませんが、お金に関わることで、その業者も介在しますし、最終的に、校長がこれを請求しますというとき、自署ぐらいあると学校の責任においてということが分かるような気がしますが、全部活字でオーケーというのは私は違和感があるのですけれど。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。もちろんこの請求だけでしたらそういう疑義が生じることもありますけども、その根拠となりますものにつきましては資料として添付するということがございますので、それについては大丈夫かと思えます。

先ほど押印廃止等について要綱改正の報告をさせていただきましたけれども、その中でも全体の流れといたしまして押印の廃止でありますとか署名の廃止でありますとかそういったことが国等の動き、それから地方公共団体への動きということでございますので、その一環として押印廃止をさせていただいた、また署名につきましてもワープロ、パソコンでの作成も構わないということにさせていただいたということでございます。

○奥田委員 総合的ないろんな書類の、修学旅行全般のいろんな書類と突合しながら、これは一部分として、トータルで見て承認とか処理が進むというそういう考え方であれば、ミスは生じにくいとは思いますが。

○佐藤教育長 一回具体的にどんなものなのかというのを皆さんに見てもらおうと、イメージが湧きやすい。今日でなくて結構ですから、ちょっと具体のものを、一回見せてもらえますか。先ほどの事業者と事業所等のところの関係も報告が要りますので、そのときに併せて。これ、村上委員さん、次回のときでも構いませんか。では、それも併せて次回のときに示してください。

○三浦学校経営企画課長 では、次回説明させていただきます。

○佐藤教育長 説明をお願いします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 では次に、報告第20号尾道市因島地域小・中学校通学費支給要綱を廃止する要綱についての報告をお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。報告第20号尾道市因島地域小・中学校通学費支給要綱を廃止する要綱について御説明いたします。

議案集63ページをお開きください。

まず、本要綱は、尾道市因島椋浦町に在住し、尾道市立因島南小学校または尾道市立因島南中学校に在学する児童・生徒の保護者に通学に要する交通費を支給することに関し、必要な事項を定めているものです。

本要綱の廃止についてですが、本要綱では因島中庄町から因島椋浦町を経由し因島三庄町へ運行している、尾道市が運営する三浦線を利用し、尾道市立因島南小学校へ通学する児童の保護者にあつては交通費の全額を、尾道市立因島南中学校へ通学する生徒の保護者にあつては交通費の半額を支給しておりました。廃止の理由ですが、三浦線は運行便数が少なく、運行時刻が学校の時程等に対応できていない状況があること、そのため学校の下校時刻によっては大幅な待ち時間が生じることになること、また尾道市因島椋浦町から直近の千守バス停までは4キロ以上の距離があることに加え、通学路上に人家がほとんどなく、地形の高低差があり、児童・生徒の登下校の安全確保の観点からも別途の通学支援を検討していく必要が生じております。このことから、本要綱を廃止し、現在は因島椋浦町に在住する児童・生徒はおりませんが、今後そうした児童・生徒が生じた際はタクシー等を利用する通学送迎委託業務により対応してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、村上委員。

○村上委員 大体どういう状況かは分かるのですけれども、椋浦にはもう小さい子供は、就学未満児とかそういった子はいないんですかね。もう学校に上がる見込みはないような感じなんですかね。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。令和3年度現在ですけど、2歳児が1人在住されているということですので、令和8年に小学校1年生に入学する見込みであるということです。そこまでは今はいらっしゃいません。

○佐藤教育長 いないから廃止するのか、そうではなくてバス便が少ないからなのか、いろんなことを理由として上げていたけれども、一番大きい理由は何かというところが分かりにくかった。例えばそのやり方を変えることによって

存続というのものもあるかもしれないし。その子が入学することになった場合は新しくまた要綱を制定するというような感じで聞こえたのだけれども、そういう意味でいいのですか。例えば重井、ここで言えば今報告第16号で尾道市立重井小・中学校の通学費の分がありましたけれども、こういうようなイメージになるという捉えでいいのですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。この要綱の廃止につきましては、運行便数が非常に少ないということで、学校の始まる時刻、それから終わる時刻になかなか対応がし切れていない、待ち時間が非常にかかるということで不便をかけてきたということがあります。また、そうはいいまして廃止にいたしますと、椋浦から直近のバス停まで4キロ以上、しかも非常に高低差がある、なかなか人の家がなく安全上も危険であるというようなところでございますので、ただ廃止をするということではなくて代替りのものを準備していかないといけないだろうということで、今のところタクシーの委託ということ想定しておりますけれども、どのような方法が適切かということはまた検討はしてまいりたいと思っております。

○村上委員 令和8年までにはその検討も間に合うとは思いますが、例えば引っ越ししてきたとかそういった場合はすぐタクシーをとということにはならないですね。こういう規程をまた決めないといけないので。そういった場合はどうなるのですか。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今委員の御指摘は例えばすぐ対応できるかということでございますので、今そういったところも含めまして今後検討させていただきたいと思っております。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、ないようですので、次に協議、尾道教育総合推進計画の策定についてをお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、尾道教育総合推進計画の策定について御説明をさせていただきます。

議案集の65ページをお開きください。

それでは、説明させていただきます。

来年度を始期とする新たな尾道教育総合推進計画につきましては、前回11月25日に開催いたしました教育委員会において計画の骨子案について御協議をいただきました。今回は次期計画の素案を御提示し、新計画の全体像を御覧いただきたいと思いますと思っております。

それでは、別冊の資料を御覧ください。

別冊の資料をまず表紙を1枚めくっていただきますと目次となっております。大きく4つの章と資料編で構成されております。第1章から第3章までが総論部分、第4章が各論部分となっております。

1ページを御覧ください。

第1章、計画の概要では、計画の趣旨や位置づけ、計画期間などを記載しております。1ページには本計画の全体像をつかみやすいように基本理念から政策目標までを記載し、第3章及び第4章についてその詳細を記載しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

まず、計画の趣旨をお示ししておりますが、計画の趣旨ですが、少子・高齢化の進展、情報化やグローバル化などの社会経済情勢の変化の中、これまでの尾道教育総合推進計画に基づく取組のさらなる充実が必要であり、また新型コロナウイルス感染症への対応の必要性を踏まえ、本計画を策定することについて記載しております。

次に、計画の位置づけでは、市長が策定した尾道市教育大綱の基本理念を参酌し、市の最上位計画である尾道市総合計画に定める施策の方向性を踏まえて取りまとめるものであり、教育基本法第17条第2項に規定する計画に位置づけることを記載しております。

次に、3ページの計画期間を御覧ください。

計画期間ですが、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、尾道市総合計画の後期基本計画や尾道市教育大綱の計画期間と合致するものとなっております。

次に、計画の進行管理では、分かりやすい評価指標を設定し、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立を図っていくことを記載しております。

次に、4ページ目をお開きください。

第2章、尾道市の教育の現状と課題では、尾道市を取り巻く状況に加え、現在の尾道教育総合推進計画に基づく取組の検証を政策の柱ごとに行っております。記載している事項につきましては、若干の修正はありますが、先日の総合教育会議でお配りした尾道市教育大綱成果と課題で記載したものと同一ものとなっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

まず、第3章、基本理念については、尾道市教育大綱の案の中でもお示しさせていただいた、尾道に愛着と誇りを持ち、グローバルに躍動する人づくり

を基本理念として、その理念の構成する教育政策の柱といたしまして2つを掲げております。1つ目は、学校教育の分野で「夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもの育成」としてしております。2つ目は、生涯学習の分野で「人生100年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」としてしております。

15ページでは、計画体系図を記載しております。前回の教育委員会会議で説明した骨子案での表現から若干変わっておりますが、基本的な構成は変わっておりません。2つの政策の柱の下、8つの施策目標を設定し、施策目標を達成するための19施策、その下にひもづく主な取組として48項目を上げております。現計画との違いでございますが、前回申し上げましたように、政策の柱を5つから2つに修正したことが最も大きな変更点でございます。また、学識経験者会議において指摘のありました施策の整理や指標の精査を行い、取組内容についても市民や学校関係者など多くの方に分かりやすいものになるよう、文章による表現に変更しております。

続きまして、17ページを御覧ください。

17ページから35ページまでが各論部分でございます。この各論部分でございますが、教育委員会会議での議論を踏まえ、事務局内部でのさらなる検討が必要と考えております。また、現在策定中の尾道市総合計画後期基本計画や総合教育会議での尾道市教育大綱の協議、また来年度の予算編成といった各種の要因によって現在の記載が若干変更、修正となる可能性もあるということをご理解いただいた上で御覧いただきたいと思っております。

それでは、各論について説明をさせていただきますが、全ての取組を説明する時間もございますので、主な取組について説明をさせていただきます。

なお、説明文の頭についている黒丸や白丸の違いにつきましては、現在の計画から継続しているものについて黒丸印、新たに掲載する項目については白丸印とさせていただきます。

まず、17ページから29ページまでは、政策の柱1、学校教育分野についてでございます。学校教育においては、7ページにありますように、これまで計画の推進によって着実な成果が現れている一方で、学力調査の結果や不登校、いじめ等の課題、そして新たなニーズへの対応が必要でございます。

16ページを御覧ください。

政策の柱1、学校教育「夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く子どもの育成」の各項目について御説明いたします。

施策目標1、確かな学力の育成でございますが、子供たちの基礎的、基本的な知識、技能と思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育

成するために3つの施策に取り組んでいきます。

まず、施策1、幼児教育の推進では、多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園の設置を進めるとともに、就学前から小学校への円滑な接続を図るため、教育指導アドバイザーを設置します。

同じく16ページの施策2、主体的な学びを促す教育活動の推進による資質、能力の育成では、これまでの教育実践とICTとを組み合わせ、さらなる授業改善に努め、主体的、対話的で深い学びの実現に取り組めます。

続きまして、18ページを御覧ください。

施策3、グローバルに活躍する人材の育成では、ALTによるコミュニケーション能力の育成やICTを活用した交流により異文化に対する理解を深めるだけでなく、異文化学習により地元の誇るべきところを確認し、スクールプライドの醸成に努めてまいります。

19ページを御覧ください。

施策目標2、豊かな心の育成についてでございますが、子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力などを養うため、3つの施策に取り組んでいきます。

まず、施策1、道徳性、人間性、学びに向かう力を高める教育の推進では、道徳教育を通して自己を見詰め、自己の生き方について考えを深めていき、段階に応じてキャリア教育を進めていきます。

次に、20ページを御覧ください。

施策2、多様なニーズに対応した教育内容の充実では、尾道南高校の生徒が安心して学ぶことができるように、経済的事情のある家庭に対する入学料の免除を行います。また、タブレット端末のメール機能などを活用し、不登校児童・生徒の相談体制の充実に取り組んでいきます。

次に、22ページを御覧ください。

施策3、児童・生徒等の安全の確保では、児童・生徒への安全教育を推進するとともに、各マニュアルに基づき教職員が円滑に行動できるよう、担当部署や関係機関との連携を支援します。

続きまして、24ページを御覧ください。

施策目標3、健やかな体の育成でございますが、生涯にわたってたくましく生きるための必要な健康や体力を育成するため、2つの施策に取り組んでいきます。

まず、施策1、学校や地域における子供のスポーツの機会の充実では、運動

やスポーツの多様な楽しみ方を共有する取組を行います。

施策2、学校保健、学校給食、食育の充実等では、生きた教材である学校給食を活用した実践的な指導や、望ましい食習慣を身につけるよう、食育を推進いたします。

続きまして、25ページを御覧ください。

施策目標4、信頼される学校づくりでございますが、学校が主体的に創意工夫ある教育活動を展開し、地域に開かれ、信頼される学校を実現するとともに、教育の質の向上を図るため、3つの施策に取り組んでいきます。

施策1、学校の自主性、自律性の確立では、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像をスクールミッションとして提示します。

続いて、26ページを御覧ください。

特色ある学校づくりの推進では、全ての中学校区に学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクール化を図り、地域住民や保護者が学校運営に参画しやすい環境を整えます。

施策3、教育政策推進のための基盤の整備では、学校における働き方改革を着実に推進するとともに、学校給食費の公会計化を検討します。

27ページを御覧ください。

施策目標5、安全・安心で良好な学校施設の整備でございますが、学校施設の長寿命化対策や学校給食施設の計画的な施設整備により学校内における教育環境の充実を図るとともに、安全性を確保するための2つの施策に取り組んでいきます。

施策1、学校施設の整備による質の高い教育環境の提供では、環境に優しい学校施設の整備や長寿命化対策を計画的に行っていきます。

施策2、学校給食施設の整備による安全・安心な学校給食の提供では、中学校における全員給食の実現をできるよう、ドライシステムによる学校給食衛生管理基準に則った施設の充実に努めます。

次に、30ページから33ページになります、記載されております政策の柱2、生涯学習「人生100年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」の各項目について御説明いたします。

まず、施策目標1、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進では、人生100年時代を見据え、全ての市民が生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、生涯学習を推進するために2つの施策に取り組んでまいります。

施策1、生涯にわたって学び続けるための環境づくりでは、時代の変化に応

じたスキルを獲得できるリカレント教育の推進や電子図書館サービスの利用促進を図ります。

31ページを御覧ください。

施策2、スポーツを楽しみ、体力と健康を増進する環境づくりでは、まちづくりの拠点としての視点を持って整備を進めるとともに、マリンスポーツの振興に努め、新たな交流の創設や地域の活性化に努めます。

32ページを御覧ください。

施策目標2、家庭、地域の教育力の向上、学校との連携、協働の推進では、多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えるとともに、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、家庭や地域と学校との連携、協働を推進するために2つの施策に取り組んでいきます。

施策1、家庭教育への支援では、家庭教育団体との連携や支援を強化し、新たな人材育成に取り組めます。

施策2、学校、家庭、地域が連携した教育の推進では、ふるさと学習の推進やおのみち「心の元気」ウイークの実施等、学校、家庭、地域が連携して行う教育活動が多くありますので、引き続き推進を行います。

施策目標3、歴史、文化、芸術の継承と創造では、2つの施策に取り組んでいきます。

施策1、芸術活動の推進では、開かれた美術館づくりに努め、市民がさらに芸術、文化に親しむことができる環境づくりを行っていきます。

施策2、誇りある芸術、文化の継承と活用では、市内に残る歴史、文化資源の継承を促進するとともに、芸術、文化の町を未来へ伝えるようにしていきます。

最後に資料編となりますが、教育に関連する個別計画を掲載しております。また、計画についてなるべく分かりやすい表現を心がけてまいりますが、補足説明が必要な語句もございますので、用語の解説を設けることとしております。

以上、新計画の主な取組について御紹介をさせていただきました。

御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございました。

素案全体となるとボリュームがあるため、章ごとに分けて御意見、御質問をお伺いしたいと思いますが、まず第1章のところ、計画の概要のところですが、

ここについて御意見、御質問がございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 次に、第2章、尾道市の教育の現状と課題。

はい。

○村上委員 第1章で、PDCAサイクルで評価していくということですが、これを見ると具体的な施策のところでは結構、目指します、努めます、支援しますとか、結構最後は努めます、図りますということでは意気込みは非常に分かるのですが、要はこれが確定したときに客観的な数値目標、タイムスケジュール、それと予算とそれを実施していく責任者というのは決まるのでしょうか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。PDCAサイクルに絡みまして客観的な数値目標や責任者、予算等そういったものがどういった時点で確定していくのかというような御質問をいただいたのですが、どうしても事業がある程度具体化してきた段階ではもちろん予算、それから様々なスケジュール等が明確化されてまいりますので、それらが明確化された段階で当然その各所管の課長なり部長なりがその責任者として進行管理に当たっていくということになります。実際のところ、その進行管理において具体的な最終的な見直し等も含めて判断していくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○川齋教育総務部長 教育総務部長。具体的には、まず2月の教育委員会会議だと思えますけれど、当初予算をお示しするときに、当初予算の概要という形でお示しし、教育委員さんに資料をお渡しする予定でございます。ですから、そのときに新年度予算ではこの取組、ここの項目のこれの取組についてこういった形になりますよという額も含めてお示しできるかと思っております。

さらに、それではどういう取組をしてきたかということについて、計画の進行管理を改めなければいけないと思っておりますけれども、地教行法に基づいて教育委員会は毎年事業の点検評価をやりなさいという形になっておりますので、その点検評価の中でどういった事業をしましたか、どういった指標がどれだけの達成率ですとか、課題、今後の方向性という形でお示しをできるので、その中で具体的にこの進行管理ができていくのかな、来年どういふふうに変えていくのかなということをやっていきます。確かにこの計画は努めますとか推進しますという表現にはなっておりますけれども、今言ったような形の中でより具体化になって、さらに進行管理もできていくのかなということイメージとし

ては持っているという状況でございます。

以上です。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○村上委員 進行管理の最後のところで適切な見直しを検討しますということで理解していいのですね。はい、分かりました。

○佐藤教育長 点検評価を毎年やっていくことによってその進行管理を図っていくこととなります。前の、現在の計画でいうとかなり細かめに記述をしておりましたけれども、計画自体の部分は大きな5年間の方向性を示させてもらって、実際は点検評価の表がありますけれども、概要とか新規や更新とかいろいろな部分について各予算1枚ずつのペーパーにしてお渡しする中でそれを実際やっていって点検評価につながっていくような形で御理解いただければと思います。

○豊田委員 26ページのところの特色ある学校づくりの推進、施策2ですね。そこでコミュニティ・スクール化を図りますというので運営協議会を設置して、そして全てにわたってというのか、全市的にコミュニティ・スクールを実施すると書いてあるのですが、今行われている市内で向東の小・中学校とそれから瀬戸田が今年度から行われていますかね、コミュニティ・スクール。それらを踏まえながら、文科省がコミュニティ・スクールにと進めておりますけれども、尾道市もこの5年間でコミュニティ・スクールの完全実施というところを目指していくということでしょうか。メリットを1つ、2つお願いします。

○三浦学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今コミュニティ・スクールについての御質問であったと思います。平成29年度の法改正によりまして、今努力義務ということで、コミュニティ・スクール全校配置に向けて動いているということでございますけれども、尾道市におきましても今御覧いただいております計画に基づきまして全校配置を進めていきたいと思っております。今、尾道市内では土堂小学校、向東小・中学校、それから瀬戸田小・中学校がコミュニティ・スクールということで行っているわけですが、効果を1つ、2つということございましたので、一番大きいのが向東小・中学校、これは地域で指定されております。それから、瀬戸田小・中学校も地域の運営協議会ということになっておりますが、小学校、中学校の連携が非常に強化をされている。子供のことでありますとか教育内容、あるいは教育計画でありますとかそういったことについて従来以上に連携が進んでいる。それからまた、地域の方々がいろんな活動に入ってくださいということもあります。地域

との連携でありますとかそういったものが非常に強まってきている、ここが一番の効果かなと感じております。

○佐藤教育長 なかなかまだまだ難しいので、状況を踏まえながら、先進で進んでいる府中市さんでも結構課題も、メリットも当然ありますけれど、課題もやっぱりあったりするので、国の方向はもう全てに向けて前向きに進めていきなさいということになっていきますし、していないと補助とかいろんな部分のデメリットも出てまいりますので、やっぱり飴と鞭で国もいろいろ考えていますから、右肩上がりに進めていかざるを得ないので、1小1中のところは特に早い段階で進めていくようにしたい。

○豊田委員 もう一ついいですか。

○佐藤教育長 はい。

○豊田委員 今のコミュニティ・スクールに絡んで、先日の教育委員会会議のときにお話があったのですが、兵庫県で非常に前向きにコミュニティ・スクールを進めている地域がありました。しかしそこでいろいろ課題があって、特に運営協議会の委員さん、これはいわゆる普通の評議員さんとは違って責任を持ってきちんと参加しないといけないとか、もちろん発言に関しても客観的にただ言うだけでなく、運営協議会の一員としての責任が大きくあるんだということを発表しておられましたけれども、そういうところを踏まえながら、運営協議会をつくって、それから学校教育ミッションステートメントをつくって一緒に協議、合議しながら進めていくということで、委員さんの選び方にもいろいろ課題はあろうかと思えますけれども、そういうところも先進的に進めているところを参考にしながらやっていくことも必要ではないかなというふうに思っています。

○佐藤教育長 ありがとうございます。今第1章のところの部分でお話をしておりましたので、途中で御意見をいただいたことを途中で止めるということは失礼なので今そうしましたけれど、恐れ入りますが1章ずつで進めたいと思います。よろしくお願いします。

第1章については、今村上委員からも御意見いただきましたけれども、ほかにございますか。また、その辺も含めて後日勉強会もありますので、そういう取組をしたいと思えます。

それでは、第2章についていかがでしょうか。第2章は4ページから。ここはもうある意味で終わったところなので、その記述の部分が正しいのかどうか、漏れがあるかないかということ、これは後日また見ていただければと思います。

それから、第3章はいかがでしょうか。第3章は13ページからになります。13ページ、14ページ。ここで言うと要は2つの体系に分けることでよろしいかということになるんだろうと思います。学校教育と生涯学習の2本で整理。今までは5本あって、それが細分化されて縦割りになっていたのでダブったり漏れていたりというところがあったと。今回はそれを体系的に持っていきたいということで、大きな枠で組みわせていただいているということになります。これが次の第4章のところにも関わってくるわけです。ですから、学校教育の中に施設面とかそういうことも入れさせていただいています。

第3章はよろしいですか、今日のところは。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 では、先ほど出ておりました第4章の具体的な施策のところです。今日の段階でまだ具体的なところの御説明が細かくできないままでどうですかというのも何ですけれども。概括的なところで御意見、御質問があればただいて。

○木曾委員 22ページの不登校児童・生徒の教育機会の確保という項目ですけれども、教育機会というのは具体的にどんなことを教育機会というのですか。学習機会と教育機会は違うということですよ。不登校の子供たちが学校に行けずに学習機会も今ない状態だと思うのです。学校に行かない、授業を受けることができないということへの対応を教育機会の確保というのですか。それではなく、相談を受け付けて心を軽くするということですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。ここの教育機会の確保というのは、当然学校に来ていただくということ、学校の中で第3の居場所というのがありますけれども、教室に位置づかない子供たちをどうするかということもございます。今、適応指導教室というの尾道市にはありますけれども、校内の適応指導教室というの今検討しているところです。また、併せて学校にも来れない子供たちをどうするかということも大きな課題となっておりますので、例えばそういった子供たちにICTを活用して何か教育機会が与えられないかどうか、またはフリースクール等も含めてどのような連携を取っていくかということも含めながら、大きく教育機会の確保として考えているところです。

○木曾委員 同じ項目の中で黒の4つ目の丸の児童・生徒が達成感を味わい、自己肯定感と自らへの自身を高め、この自身は自分を高めることですか、それとも自信ですか。

○本安教育指導課長 これは自信という信じるのほうですね。すみません。

○豊田委員 19ページのところの下側に表がありますけれども、2番のところ

で基礎学力・学習状況調査の正答率云々というのがありますが、小学校は基準値が令和3年に75.0%で、目標値は80.0になっていて、中学校が46.7%で目標値は80%ですよ。ひどく差があるのですが、どういうことかなと疑問に思っています。ちょっと説明していただけますか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。この基準値ですけれども、全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の学校の割合ということにしております。令和3年度、今年度の全国学力の件で見ますと、小学校でいいますと24校分の18ということで75、それから中学校でいうと15分の7、16校あるのですが1校は対象者がいませんでしたので、15校分の7ということで46.7ということになっています。この各学校の頑張りを見ながら、全国平均以上の学校を増やしていこうということで今この数値を考えているところです。

○**豊田委員** 倍になっていますよね。

○**本安教育指導課長** はい。

○**豊田委員** 狙うのはいいのですが、ひどくギャップがあるから大丈夫かなと思ひまして。

○**佐藤教育長** 私のほうから一つね。よく成果指標というか、ここで言えば、先ほどの説明は評価指標という言い方をしてくれていましたが、それぞれのところの項目、施策の項目ではないのか。この成果指標にした理由とかそういうところをあまり説明がなかったのだけれども、これは独自にここを設定したのか、総合計画のような、もう既に議会にも説明したようなものから引っ張ってきているのか。それだったらもう変えようはないので。でも、なぜこの部分の成果指標としてこの項目を置いたのかというところは重要な視点なので、そのあたりの説明がないと多分委員さんに分かってもらいにくいと思うのだけれど。

○**小柳学校教育部長** 教育長、学校教育部長。まず成果指標のところですが、市の総合計画の案で出ている、今パブリックコメントを求められている部分があると思いますが、その学校教育に関する部分とか生涯学習に関する部分の指標は全てこれに入れ込んでいます。これまで共通でなかった部分があるのですが、極力共通にするということで全て落とし込んでいます。まず19ページのところでいいますと1番と2番。これは該当しています。それから、次の23ページでいいますと6番。

○**佐藤教育長** 20ページは、これはないんですかね。

○**小柳学校教育部長** 20ページはありません。23ページのところでいいますと6番、それから7番。続いて、25ページですが、ここでは11番が該当し

ます。続いて、27ページでは14番が該当します。それから、29ページでいいますと、これは18、19、これは両方とも該当します。

続いて、ちょっと資料を持ってきていたので続いて生涯学習のところも申し上げますと、31ページの20番、それから21番。続けまして、33ページの24番。それから、34ページの26番、それから28番。

基本的に市民満足度調査というのは市の総合計画でやられているもので、これに便乗してといたしますか、共通的に見ていこうということと、あと学校教育のところでもいいますと、これまで成果指標がすごく多かった。成果指標の進捗にとらわれて、それを学校にもお願いせざるを得なかったという状況があるのですけれども、しかもその成果指標の達成率が低いのは30%とか40%とかというのもありまして、今回コンサルティング会社からもやはり七、八割は達成できるような指標を立てたほうがいいのではないかというアドバイスをいただいております。私どももやっぱり学校が取り組んで元気の出るような数値になるものと考えていかなければいけないのではないかとということで、選択と集中をさせていただくとともに、全体を網羅する中で七、八割は達成できて、しかも本当にふさわしいものになるのではないかと指標にさせていただいております。

それと、これまで尾道南高等学校に関する記述というのが現計画では1か所しか出ていなくて、南高が指標から外れていたということがあります。ただ、やはり保幼・小・中高、尾道市立の学校は一体化した取組にしていきたいということで、尾道南高校も小・中学校と同様の取組をするというスタンスで様々な記述をさせていただいております。ですから、その中で南高の成果指標として、南高が学校経営計画に上げられているものの中から幾らか取り上げて、南高というところで、多分基準値のところ以南高って書いてあるのが南高独自のものや、小・中と一緒にやっている、例えば27ページの15、16、17のあたりは、これは小・中もやっているし南高もやっているというものなので、今は小・中と南高を別にしてはいますが、小中高一体にしてもう見ていくとか、そういったところは今検討しています。高校側の意見も聞きながら、このあたりはできる限り一体的に、南高も含めて計画を立てていきたいということで今回学校教育では考えさせていただいております。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。指標には南高があるけれど、文章のところの記述に南高らしさがなかなか見えないかなと思って話をしていたけれど、十分加味して表記してくれていると聞いたので、その辺は安心しました。

先ほどの部分で、指標の部分で総合計画とのリンクの話を書きましたけれど、市民満足度調査というのは、これは実施計画のところでもやっていたかね。5年に一回しかしなかったら、進行管理の部分としては使いにくいのだかね。そのあたりは何か考え方が出ていますか。実施計画のときに真ん中でやってくれば、ある程度この指標を生かせるけれど。またそれは次のときでいいので確認をしてみてください。それが最後の5年後にしか出ないというのだったら、途中の進行管理が難しいので別の指標も探しておかなければいけないということも起こり得る。だから、そのあたりは検討の一つに入れてもらえますか。

○小柳学校教育部長 はい。

○佐藤教育長 ほかにどんなでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 また機会もあるので、いろんな視点で目を入れて確認もいただいてということにしたいと思います。

ほかにないようでしたら、本日はたくさん御意見をいただきましたので、次回の、これは会議でいいのかな、勉強会も含めた会議までに再検討したものをお示ししたいと思います。

以上で日程第3、報告・協議を終わります。

それでは、これより非公開審査に入りますけれども、その前にその他として委員さんから何か御意見があれば。

○奥田委員 12月議会の議員さんとのやり取りの中で、残念ながら尾道市においてもタブレットを通したいじめ的な事案があったということも報告されました。その点について差し障りのない範囲でその原因、それから当事者間での解決はもう見ているのか、それから再発防止に向けて具体的にどのように取り組んでいこうとしておられるのか、その3点あたりを中心に簡単に説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。議会でも説明をさせていただいた件ですけれども、これは本市の小学校において、4年生の児童が他人のアカウントとパスワードを使ってタブレット端末に入り、他人の保存ファイルに誹謗中傷、悪口などの言葉を書き込んだ事案でございます。結論的には、最終的にこの加害児童がやったのは自分であるということで名乗り出たことで解決しております。

その原因でございますが、まずはこの加害児童はクラスで行ったログインの競争の中で被害児童のパスワードを覚えており、この後起こる被害児童、加害

児童を含めた人間関係のトラブルの中で悪口を言うということで、成り済ましてタブレットのログインをし、そして悪口を書き込んだということでございます。

先ほども申したように、結論的には被害児童が名乗り出て、現在はこの加害児童がこの誹謗中傷を書き込んだことを被害児童に謝罪するとともに、学校等の取組においてこの人間関係のトラブルも解決をされております。

教育委員会としましては、教育委員会が決めているタブレットのルール、他人のアカウントやパスワードを使用しないというようなことが徹底できていなかったということに大きな課題があると認識しております。従いまして、校長会等を利用して再度タブレット端末活用のルールの徹底ということを呼びかけて指導しております。また、改めて常にこのタブレット活用のルールが子供たちに見えるように、カード判という小さなタブレットルールを記したものを作成し、配布しております。また、この該当の学校の学級については、アカウント、パスワードの変更を行い、改めて新しいパスワードを付与し、他人に見せることがないようにということを指導しております。また、他校におきましてもこういう心配があるということで、こういう状況であればパスワードの変更をするということと、改めて他人に見せることがないようにという指導を徹底することにしております。

さらに、情報モラルということが、他人のパスワード、またタブレットに入ってから誹謗中傷するというような情報モラルに係る知識が徹底できてなかったということでございますので、教育委員会としては、情報モラルについての教材等の情報提供、また小・中学校、また家庭を巻き込んだ情報モラルの研修をするように学校を指導しております。

また、さらにはこのルール面だけでなく、健康教育における視力低下等も含めまして、子供たちにこのタブレットの活用について考えさせる、ルールを守らせるということについての指導をするようにしているところでございます。

以上でございます。

○**奥田委員** 説明ありがとうございました。特に発端は他人のアカウント、パスワードを理解したというところで、よく一般的にパソコンは自分でパスワードを設定するということができるようになりますけれども、学校のタブレットはそういう機能はないのですか。通常考えれば自分のことは自分で守るか、そういう自分しか知らないという形へ持っていくということも一つの方法かなとは思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○**石本主幹（スマートスクール担当）** 教育長、スマートスクール担当主幹。

本市においては、今パスワード、アカウントは教育委員会の事務局で管理をさせていただいている状況です。委員さんがおっしゃるように、社会の中で自分でパスワードを管理していくということがこれから必要になってくるということにはなるのですけれども、まずは使用に当たってのいろいろトラブルとか問合せに対応するということで、パスワードについては教育委員会で管理をさせていただいて子供たちに付与しているところです。

また、先ほども話がありましたが、トラブルになるとか変更の必要がある場合については、その都度教育委員会に連絡をいただいて、新しいパスワードをお渡ししています。その際にどういうトラブルが起こったのかということもこちらで収集をして各学校へ周知をし、また子供たちへの指導につなげていくということを今一つずつ行っているところです。またその子供たちが自分でいうところにあるようにできたらそこもまた検討はあるかとは思いますが、今はこのような状況でやっているということです。

以上です。

○**奥田委員** はい、分かりました。そのようにある程度ルールに則って、そのルールをみんなで守るようにというところを主導として進めておられるということで、また課題が出るということになれば、またその次の手を考えなければいけないかとも思いますが、当面はその方針でいいのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

○**村上委員** 村上です。

さっきのパスワードの件ですけれども、付番は教育委員会番号を決めて与えている。それはコンピューターか何かで出しているパスワードなんですか。例えばある程度推知できるような番号だとこのクラスは何番から何番とか、そういうことではないですよというのが1点と、あと普通だとこれは警察案件になったりするのですけれども、例えば県警との協力体制とか、福山の学校ではそういう講演会、警察が来て小学校で講演会をしているということがあっても、どの程度まで行けば警察と協力するのか。今回はしてないですよ、多分ね。そういうのはどうなのかというのが2点目、あと尾道新聞によると2件発生しているということになっているのだけれども、1件だけなのか、何件か発生しているのかというその3点について教えてください。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。それではまず、警察との連携についてですけれども、このタブレット端末に限らず、SNSを通じた誹謗中傷とか画像を撮って送るというようなことがございます。そのような場合には警察と連携をし、そして指導した事例というのもございます。中身を、警察とも

連携をし、必要に応じて、例えば画像流出する場合は罪ということになりますので、対応をさせていただいているということです。

それから、先ほど2件あったということですが、これは他人のパスワードを利用してログインした事例でございますが、もう一件は人のアカウントを使用してログインし、勝手に壁紙を変更していたという事例です。誹謗中傷ではないのですけれども、そういった事例ということで2件把握をしているということです。

○石本主幹（スマートスクール担当） 教育長、スマートスクール担当主幹。パスワードの設定についてですが、これについては他人から推察がにくいようにということで、幾つかランダム数値を必ず2つは入るようにということで、何か所かに入れているというところで今作成をしております。ですから、子供たちには人に教えない、それから例えば人がパスワードを入れているときはできるだけ目を背けるといふか見ないようにするような所作のところも意識してもらえような、それぐらい大事なものだということを指導していただくように校長会でもお願いをしているところです。

以上です。

○木曾委員 今回、この事案が発生して担任の先生が把握をされたときにすぐに校長先生とかに御報告がなかったのかなと思うのですけれど、そのクラスで起きたこと、些細なことでも管理者の方が把握をしていないと、ことが大きくなったときには対応が遅いというか、手後れになることもあると思うのです。何か毎日、一日起きたことを報告するというのは先生方もお忙しいので難しいかもしれませんが、情報を共有する何か手段、各クラスで起きたこと、一日のことが校長先生たちが把握できる、そういうシステムは学校にはないんですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今回の事案については、まず担任が自分のクラスのことなので自分でということであったということですが、基本的には例えば生徒指導委員会という組織がございますので、生徒指導主事または生徒指導主事を通して生徒指導委員会のメンバー、管理職を含むメンバーに連絡が入るようになっております。今回の場合は情報モラルの意識が低いといえますか、東京都町田市的事件等も踏まえて、これが大きなことであるんだという認識が不十分だったということも含めて、学校も再度認識の徹底をしているところです。基本的には今のように情報が学校で共有される、学校体制として動くようなシステムになっています。

○木曾委員 このネットのことに限らず、学校で起きたことは先生方が全て把

握しておいてほしいと思うのです。いいことも悪いこともです。いいことがあったときには子供を見かけたときに褒めることも必要ですし、何か心配なことが起きて声かけることってというのは必要だと思うんです。ただの情報共有化ではなく、子供の今の実態を把握する上では何らかのシステム構築ってというのは要るのではないかと思うのですが、そのアナログ的なことではなく、誰でもが閲覧できる学校単位のものをつくるとか、何らかのいつでも把握できる体制というのは早急につくらないと、一回のこういう書き込みで命を失うような最悪な事態が起きないとも限らないと思うのです。今回はたまたま改善されたというか、一応仲直りをしたということではありますけれど、最悪なことが起きては、これがいけなかつただけでは済まないと思うのですが、いかがですか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今おっしゃられたように、様々な思いを持つ子供さんというのはいますので、学校においてもいじめに係るアンケート等を使いながら情報収集をしたり、また担任が面談をしたりする。または担任以外でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつないで、専門家として生徒の考えを知るといようなシステムがございます。併せて、今タブレット端末が1人1台行っておりますので、この中のメール機能、子供がその端末に打ち込むことで担任に伝わるという機能を使えるということも学校に伝えながら、子供たちのいろんな小さなことも含めて思いを学校側が知る。また、学校が知ったことを専門家につなぐ。チーム学校ということで取り組むような体制をつくっているところです。

○**小柳学校教育部長** 教育長、学校教育部長。やっぱり職員がその日に起きたことを情報共有とするということは非常に大切なことだと思っています。今考えられるものとするれば、統合型校務支援システムに掲示板がありますので、そこに書き込みを入れている学校があると聞いています。ですから、そういったことが全校でできるように紹介しながら、できる限りその日のうちに情報共有を瞬時にするというのを働きかけていくという視点を今いただいたと思いますので、それが活用できるか。あと、もう一つサイボウズというシステムで今尾道市内全校動いていますけれども、その中でも掲示板がありますから、そういった中に情報を入れ込んでいってそれを見ることができるようにする。その学校の教職員しか見れないようにすることが可能かどうか、そういったことも検討させていただきながら、できる限り子供たちの状況を先生方につかんでいただいて、安全・安心な学校づくりに今後も努めていきたいと思っております。

○佐藤教育長 村上委員。

○村上委員 今小柳先生から聞いて、ぜひお願いしたいと思うのですが、それはいつ頃までにできそうですか。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。いつ頃までにというのは、今本当にどういったのができるかどうかも見させていただきませうけれども、少なくとも1月の校長会議が1月6日にありますから、そこでは教育委員会議で出た話題としてこういうのが出て、こういう改善策を事務局としてはしていきたいということで紹介はしていきたいと思います。

○佐藤教育長 はい。

○村上委員 ということは、1月の教育委員会会議か2月ではその結論が聞けるということですね。よろしくをお願いします。

○豊田委員 話を変えます。先日、土堂、長江、久保小と仮設の学校を、日には違いますけれども、訪問して見せていただきました。そこで行われているその教育内容についても一部見せていただきました。生徒・児童は落ち着いてやっていましたし、それから先生方も非常に前向きに取り組んでおられました。

さて、報道関係等で、3校については今の現存しているところへ帰るのは無理だということとか、それから内容的な面で義務教育学校とか小・中連携校とか一貫校とかという内容についても小柳部長さんのコメントというので出ておりましたし、報道を通して幾つかそういうのを耳にしたのですが、一年が大方終わりますよね、仮設に入って。これから先をどのように進行していくのかな、校舎建築等もあるのかないのか分かりませんが、そのあたりがどう進んでいくのかということが報道を通しては耳に入ったのですが、今の状況を教えていただいたらと思います。

○小柳学校教育部長 教育長、学校教育部長。本来は皆様方にいろいろと情報提供をさせていただきながら議会答弁ということをおっしゃるのですが、議会で、特に委員会では宇根本議員さんと岡野長寿議員さんからかなり突っ込んだ御質問をいただいて、了承を得ないままいろんなことを話しております。

まず、学校の在り方については、義務教育学校とか小中一貫教育校、それから小中連携教育校ということで御説明させていただいて、委員会の中ではそれぞれの学校にどういった特色があるのかという御質問をいただきました。

義務教育学校というのは9年間を1つの学校と見立てていますので、校長は1人しかいない。教頭は2人いるのですが、校内の組織は1つになります。小・中学校別々に組織があるのが一般的ですが、義務教育学校になると1

つの組織になる。それから、9年間を一体的に見ますので、例えば4年、3年、2年というように、今の中1のところにギャップが出ないような教育課程を組まれて、小学校5年生から教科担任制ができやすくなっていくということを説明させていただきました。これらは今府中市が府中学園とか府中明郷学園とかでもされています。

それから、小中一貫教育校については、今呉市がほとんどの学校が導入されていますけれども、施設一体型のところもありますが、ほとんどが施設分離型です。そこで例えば1中学校2小とかある中学校区だったら、3つの学校が9年間を見通した教育目標を立てます。ただし、学校組織はそれぞれありますから、それぞれの学校に校長と教職員組織があるということで、小中連携をさらに一体的にやっていくというイメージがあります。

小中連携教育校は、今尾道でやっている、授業をお互い見に行ったりとか、子供の様子を見に行ったりとかというのが小中連携教育校です。

それです、学校の規模という話にもなりました。学校規模については、これまでの平成23年12月に教育委員会として出しております学校再編計画というのがあります。これに基づいて、これまで因島地域とか瀬戸田地域とか北部地域、木頃のところの美木原、これらについて統合を保護者の方や地域の方に御理解いただきながら進めてまいりました。その大きな中身というのが、やっぱり複式学級を解消していくということと、1学年複数学級をつくっていくということが大きな、子供たちのためにということだったと思います。ですから、今回のことについても、できる限り複数の学級を目指していきたいということをお話しております。ですから、基本的には単独で残るとかなり人数的には少ないですから、単独で残ることはほぼないのではないかとということをお話しさせていただいております。

それと3小学校については、校舎の耐震性の問題で今仮校舎に行っています。耐震化するというのがほぼ難しいということでもう仮校舎に行ってますから、それとまた土砂災害の危険性もあるということで、現地に戻ることはほぼ考えられないのではないかと、困難ではないかとということで御説明させていただいております。

また、学校の今の施設面ですよね。校舎を建てるのかどうかというようなところですが、現段階では長江中学校と久保中学校の敷地を生かしながら、今ある校舎を活用して学校ができないかということを検討しているというようなことをお話しさせていただいております。ですから、久保中と長江中の敷地外に今のこの中心部のところで校舎を建てられるような土地を取得という

のは非常に難しいというか見込めないようなこともありますので、そういったことをお話させていただいているのと、あと山波小学校が久保中学校区にありますので、山波小学校にも配慮をしながら、一緒になるかは別ですけれども、配慮しながら検討していかなければいけないということをお話をさせていただきました。

あと、これまで教育内容について、久保小は明治4年頃から始まっています。そういった学校の伝統とか地域の特色を加味した教育内容になるように今検討させているということをお話しさせていただいております。

あと、まちづくりと引っかけで市街地の活性化とか、土堂小学校を残したほうがいいのではないかという御意見もいただきましたが、まちづくりと学校というのは非常に密接に絡んでいると思うのですけれども、子供の学習環境を第一に考えると、そういったものよりも教育環境とか教育内容のほうが優先されるのではないかということで話をさせていただいております。

以上、大体主なやり取りはそういったことをさせていただいております。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○豊田委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 ないようですので、それでは先ほど決定したとおり、これより非公開となりますので、関係者以外は退席をお願いします。

暫時休憩します。

午後4時53分 休憩

午後 4 時57分 再開

議案第35号「議案第55号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことに
いて」

(非公開審査)

○佐藤教育長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第14回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は1月20日木曜日午後2時30分からを予定しております。

お疲れさまです。ありがとうございました。

午後5時00分 閉会